

# みんなのさいわい 運営規約

## 第1条(会の目的)

本会は、社会貢献に関わるNPO・地域団体・中小企業の支援のための活動を行うことを目的とする。

## 第2条(名称)

本会の名称を以下のとおりとする。

みんなのさいわい

## 第3条(設立日)

本会の設立日を以下のとおりとする。

2016年12月6日

## 第4条(事務局所在地)

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする

〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目1番 5-1312号

## 第5条(会員)

この会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする

## 第6条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

運営委員 1名

## 第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。運営委員は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第8条(運営)

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

## 第9条(規約改正)

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

## 附則

1. 会の役員は次の会員とする。  
代 表 〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目1番 5-1312号 三宅 達夫  
運営委員〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目1番 5-1312号 三宅 郁子
2. この規約は、みんなのさいわい設立日である2016年12月6日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

平成 28 年 12 月 29 日

〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目1番 5-1312号

みんなのさいわい 代表者

印

## みんなのさいわい会員名簿

氏名	役職	住所	電話番号
三宅 達夫	代表	〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目1番 5-1312号	044-571-7095
三宅 郁子	運営委	〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1丁目1番 5-1312号	044-571-7095